

2016年2月22日

## コンサルティングレポート

〈グローバル経営管理シリーズ〉

# 中国での事業再編のポイントと具体的なスキーム事例

海外アドバイザー事業部 次長 鄧 子丹

## 1. 事業再編により現地法人組織の最適化

従来、多くの日本企業が中国に複数の現地法人を設立してきました。それは、外資系企業に対しては広範な経営範囲を認めないという規制があり、そのため事業毎に法人を設立せざるを得なかったこと、法的には支社(分公司)の設立が可能ですが、地方の外資認可機関が独立法人の設立を要求し、そのため地方毎に法人を設立せざるを得なかったことが要因と言えます。

中国に進出した日系企業が指摘する最近の事業環境上の問題には、

- 労働コストの上昇
- 法制の運用が不透明
- 他社との競争が厳しい
- 知的財産権の保護が不十分
- 為替規制・送金規制

などがあげられます。

日系企業としては、激しい競争への対応、労働コストの抑制と労働生産性の向上、行政の法律・政策運用への適切な対応が課題となっています。

上記のような課題に対応するには、事業の集中と効率化、コストの削減、法律・政策変更への集中対応、現地化経営の推進などが不可欠で、そのため、多くの企業で現地法人組織の最適化による事業再編のニーズが高まっています。

## 2. 主な再編スキームのポイント

多くの日系企業が選択している再編スキームには、複数現地法人の合併(吸収合併)、他社への持分譲渡、単独の解散・清算があります。

各スキームのポイントの他、メリットとデメリットについて以下の通りです。

吸収合併	◆複数の現地法人の1社に他の現地法人を合併させ、合併会社が存続し、被合併会社は解散するもの ◆当事者間の協議、現地法人の決議により、被合併会社の解散、合併会社の吸収合併について審査認可機関(商務部門)の認可を取得し、工商行政管理局で被合併会社の抹消登記、合併会社の変更登記を行う。
	<b>メリット</b>
	・合併により管理コストを抑えられる ・被合併会社の債務を吸収できる — ただし、税務上の限度有り ・被合併会社の清算手続きが不要 ・合併手続き中も生産・経営が可能 ・被合併会社の解散認可取得が容易 — 認可申請後15日以内に回答がない場合は同意したもののみなされる ・被合併会社が分公司として存続する場合、従業員の理解が得られやすい
	<b>デメリット</b>
	・合併各会社の従業員の待遇が異なる場合、人事・労務管理が難しい ・合併認可後の被合併会社の登記手続きが煩雑 — 特に税務局の抹消登記、分公司として存続する場合の税関での輸入設備免税継続手続き ・被合併会社が分公司として存続しない場合、従業員の退職、税務処理が難航しやすい
持分譲渡	◆自社の出資持分を現地法人の他の出資者または第三者に譲渡するもの、会社は存続 ◆当事者間の合意、現地法人の決議により、審査認可機関(商務部門)の認可を取得し、工商行政管理局で変更登記を行う。
	<b>メリット</b>
	・手続きが比較的簡便 ・現地法人の債務に責任を負わずにすむ ・雇用が維持されれば、従業員からの抵抗が少ない ・認可機関の理解を得やすい → 会社が存続し、雇用・税収を確保できるため ・解散・清算に比べ、時間・コストが少なくすむ ・行政手続きの間も生産・経営が可能 → 顧客への供給責任を果たせる
	<b>デメリット</b>
	・譲渡相手を探すのに時間がかかる、見つからない可能性もあり ・条件面で譲歩を余儀なくされる → 現地法人への債権放棄、低価格での譲渡、商号・商標の継続使用など ・債権放棄、低価格での譲渡をした場合、日本で損金処理ができない可能性あり ・同じく、中国側の操業継続により、後々まで支援を求められる、日本側の信用に傷が付くなどの恐れあり
解散・清算	◆現地法人の解散の認可を得て清算するもの、会社は消滅 ◆現地法人での決議により、審査認可機関(商務部門)の解散認可を取得後、清算を行い、最後に工商行政管理局での抹消登記を行う。
	<b>メリット</b>
	・将来の事業発展見通しが無い場合、損失を最小限に抑えられる ・清算後に財産が残れば、回収が可能 ・清算により、本社の保証債務、未回収金の損金算入が可能 ・合併の場合、中国側による操業がなくなるため、日本側の信用を守れる
	<b>デメリット</b>
	・従業員の解雇が困難 → 従業員の同意が得られないと、解散認可申請が受理されない ・合併の場合、中国側が反対する可能性あり → 董事会決議が難航 ・清算開始後は、生産・経営活動ができない → 顧客への供給維持に問題 ・手続き完了までに時間・コストがかかる → 従業員解雇、税務処理、債務支払い、残余財産換金が遅滞

### 3. 具体的な再編スキーム事例

再編スキームの具体的な手続きと、各手続きに必要な作業について、吸収合併を例に紹介しますと、次の通りとなります。

手続き（所要期間の目安）	必要な作業
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法務・税務リスク確認、処理 過去の行政手続きの瑕疵により解散・清算手続きに支障がないか確認し、ある場合は申請前に処理</li> <li>■ 独占禁止法に基づく事業者集中届出の要不要を確認、必要な場合は対応</li> <li>■ 審査認可機関に説明、同意・協力の約束を取り付け、手続きを確認 消滅会社が分公司として存続しない場合、一般に審査認可機関の対応は否定的</li> <li>■ 人事計画策定、従業員説明、解雇時期・退職金・解散同意書交渉 合併により従業員の解雇が発生する場合、慎重・適切な対応が必須</li> </ul>
合併各会社の資産評価 （1ヵ月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 資産評価機関を選定、打合せ、資産評価の必要データ・書類を提出 合併比率確定、認可・登記手続き及び税務処理のために必要</li> </ul>
合併協議書、存続会社の新定款の作成、締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 現地法人間で協議、消滅会社（被合併会社）の定款と調整</li> </ul>
合併各会社での董事会決議または株主決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 董事会を開催または出資者に報告、合併と新定款の承認についての董事会決議書または株主決定書を作成</li> </ul>
消滅会社の解散認可申請 （15日以内＝法定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 申請書類を作成・準備、提出・折衝 消滅会社の審査認可機関（商務部門）に申請</li> </ul>
存続会社の合併認可申請、初歩審査 （45日以内＝法定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 申請書類を作成・準備、提出・折衝 合併後の総投資額に対応する審査認可機関（商務部門）に申請</li> </ul>
債権者通知・公告（1週間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 審査認可機関の合併同意から10日以内に合併各当事者の債権者に通知を送付、かつ30日以内に全国版省級以上の新聞に3回以上公告を掲載</li> </ul>
債権者との交渉（45日以内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 債権者は通知受領日から30日以内、通知を受領していない債権者は公告日から45日以内に債務弁済または担保提供を要求可</li> </ul>
存続会社の最終認可申請 （30日以内＝法定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 申請書類を作成・準備、提出・折衝</li> <li>■ 公告日から45日以内に債権者と債権処理で合意後に申請</li> </ul>
消滅会社の税務登記、税関登録抹消 （1～2ヵ月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 申請書類準備・作成、提出、納税申告・清算、各登記証書返納</li> <li>■ 税務局、税関に清算開始日以前の税金を申告・納付、税務調査がある場合に対応</li> </ul>
消滅会社の工商登記抹消、その他関係機関での登記抹消（2週間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工商行政管理局、品質技術監督局、外貨管理局、統計局に各登記証書を返納</li> <li>■ 工商行政管理局での登記抹消は税務登記抹消日から30日以内、その他は工商登記抹消日から30日以内に申請</li> </ul>
存続会社の工商登記変更（1週間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合併正式認可後30日以内に申請</li> </ul>
存続会社の税務登記変更、その他関係機関での登記変更（2週間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 税務登記変更と共に新発票を購入</li> <li>■ 品質技術監督局、税務局、税関、外貨管理局、統計局でも変更登記</li> </ul>
存続会社による債権者・債務者への変更通知、合併公告	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 営業許可証更新後30日以内に変更通知、かつ全国版の省級以上の新聞に公告</li> </ul>
存続会社による税務処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 存続会社の変更登記完了年度の企業所得税年度申告時（翌年5月末まで）に申請</li> </ul>

－ ご利用に際して－

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡下さい。